

令和7年度 堺市スクールカウンセラー募集要項

令和7年1月
堺市教育委員会

堺市教育委員会では、堺市立学校園で学校と連携を密にして、幼児児童生徒、教職員及び保護者に対し、専門的な知識・経験に基づいて相談活動を行うスクールカウンセラー（会計年度任用職員）を次のとおり募集します。

1. 受験資格

下記の要件の（１）（２）を満たす者とします。

- （１）地方公務員法第16条の欠格条項に該当しない者
- （２）スクールカウンセラーとしての役割を理解し、その職務を遂行する熱意のある者で、次に掲げる①～④の要件のいずれかを満たす者。
 - ①公認心理師法による公認心理師の資格を有する者
 - ②公益財団法人「日本臨床心理士資格認定協会」が認定する臨床心理士の資格を有する者
 - ③精神保健に関して学識経験を有する医師
 - ④臨床心理に関して高度に専門的な知識及び経験を有し、学校教育法第1条に規定する大学の学長、副学長、教授、准教授又は講師（常勤に限る。）の職にある者又はあった者

以上（１）、（２）の受験資格を満たす者がこの試験を受けることができます。

※ 年齢は問いません。また、この職は日本国籍を有しない方も受験できます。

（注）日本国籍を有しない方で、就労が制限されている在留資格の方は任用できません。

2. 採用予定者数

50名程度

3. 職務内容

スクールカウンセラーは、学校園における教育相談体制の充実を図ることを目的とし配置されています。また、いじめ、暴力行為などの問題行動や不登校の解決に資するため、配置された校長の指揮監督のもとに、概ね次の職務を行います。

- （１）幼児児童生徒、教職員及び保護者に対してカウンセリングを行うこと。
- （２）教職員又は保護者に対して、カウンセリング等に関する助言又は援助を行うこと。
- （３）幼児児童生徒のカウンセリング等に関する情報を収集し、提供すること。
- （４）必要に応じて、配置校等における「学校いじめ防止等対策委員会」に参画し、いじめ防止等について対応すること。
- （５）その他、任用課長（当該事業を所管する課の長をいう。）又は校長が指示すること（緊急事態への対応を含む。）。

4. 勤務条件等

令和7年1月現在。今後の制度等の改正により変更することがあります。

- （１） 配置及び巡回校 堺市立学校
- （２） 勤務時間 年間35日又は70日、1日6時間45分（休憩45分を含む。）
※高等学校は1日9時間（休憩60分を含む。）
- （３） 報酬 小・中学校勤務 1日あたり31,200円
高等学校勤務 1日あたり41,600円
（交通費は規定により別途支給）

- (4) 年次有給休暇 年間35日勤務 4日
年間70日勤務 8日
- (5) 任用期間 令和7年4月1日～令和8年3月31日

※勤務日数（年間35日又は70日）については、申込用紙（様式1-1）「堺市スクールカウンセラーとしての勤務可能日」を参考に生徒指導課が決定します。

5. 応募手続

必ず「簡易書留」で郵送すること。持参受付は行いません。

(1) あて先

〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号

堺市教育委員会事務局 学校教育部 生徒指導課 堺市スクールカウンセラー選考担当

(2) 受付期間

令和7年1月14日（火）から令和7年1月22日（水）まで【当日消印有効】

※消印については日本国内の郵送に限ります。日程に余裕をもって、手続きを行ってください。

(3) 申込方法

封筒の表側に「スクールカウンセラー申込み」と朱書きし、「(4) 提出書類」を同封の上、必ず「簡易書留」で郵送してください。

(4) 提出書類

① 令和7年度堺市スクールカウンセラー申込用紙（様式1-1）両面印刷すること

※受験資格（2）①～④の複数の資格をお持ちの方は、それぞれの欄に記載してください。

② 令和7年度堺市スクールカウンセラー申込用紙（様式1-2）

③ 資格を証する書類

(ア) 受験資格（2）①に該当する者は、公認心理師資格登録証明書の写し（※1）

(イ) 受験資格（2）②に該当する者は、公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会臨床心理士資格登録証明書の写し（※1）

(ウ) 受験資格（2）③に該当する者は、医師免許証の写し（※2）

(エ) 受験資格（2）④に該当する者は、勤務校（※3）の在職証明書

④ 110円切手を貼付した返信用封筒1通〔長形3号封筒（12cm×23.5cm）に、郵便番号、住所（マンション名、〇〇方等詳しく記入）、氏名を明記したもの〕

（※1）「写し」の大きさは原寸大とし、申込書の裏面の指定の場所に貼り付けること

（※2）「写し」の大きさはA4版とし、申込書の裏面の指定の場所に貼り付けること。

（※3）既に大学を離職している者は、最終在職大学を「勤務校」とする。

※現在、堺市でスクールカウンセラーとして任用されている方も、全ての書類をご提出ください。

6. 選考

書類審査及び面接審査

令和7年2月1日（土）受験票で指定する時間及び場所において、提出書類（様式1-2）の内容及び面接にて選考します。

※令和7年1月下旬ごろに、申込者全員に受験票を郵送します。

※受験票で指定した時間は変更できません。面接時間は前後する場合がありますので予めご了承ください。選考日当日、指定された時間に不在の場合は「欠席」として合否判定の対象外とします。体調不良等により都合が悪くなった場合は必ず 堺市教育委員会事務局 学校教育部 生徒指導課（Tel. 072-340-3478）にご連絡ください。

7. 選考結果の通知

令和7年2月下旬までに選考の結果通知書を郵送します。電話での合否照会には応じません。

8. 採用

- (1) 選考基準に達したと判断した者を合格者とし、スクールカウンセラー候補者名簿に登載します。
登載の有効期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの1年間です。欠員が出た場合、年度途中の採用もあります。また、登載されても採用されない場合があります。
- (2) 配置校の決定
スクールカウンセラー候補者名簿登載者の中から経験、勤務可能地域、通勤時間等を考慮して配置校を決定します。
- (3) スクールカウンセラー候補者名簿からの削除
次の事項に該当した場合にはスクールカウンセラー候補者名簿から削除し、配置校が決定している場合は、その決定も取り消す場合があります。
 - ① 受験資格等に虚偽の記載があった場合
 - ② 候補者名簿に登載後、非違行為その他採用することが適当でないと思われる事由が判明した場合
 - ③ 正当な理由がなく、決定した配置校を辞退した場合

9. 本市のスクールカウンセラー研修、支援体制について

- (1) 年2回（4月、10月）の連絡会を実施
- (2) SV（スーパーバイザー）制度あり
スクールカウンセラー自身が相談して助言を受けることができます。
※来年度初めて本市に勤務するスクールカウンセラーは初回勤務日にスーパーバイザーが同勤してサポートします。

10. その他

- (1) 堺市スクールカウンセラーを辞退する場合は、以下の書類を直ちに 堺市教育委員会事務局 学校教育課 生徒指導課（〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号）に提出してください。
 - ① 応募書類提出後に申込みを辞退する場合・・・「申込辞退届」（様式2）
 - ② スクールカウンセラー候補者名簿登載後に辞退する場合・・・「登録及び採用辞退届」（様式3）
- (2) 応募書類の内容に不備があるものは受け付けられません。また、一度提出された書類は返却しません。なお、応募書類等により取得した個人情報については、今回の選考の実施のために用い、それ以外の目的には使用しません。また、堺市個人情報保護条例に基づき適正に管理します。
- (3) 会計年度任用職員は、他の自治体や営利企業等への従事（兼業）を行うことができますが、以下の場合は認められませんので留意してください。
 - ① 兼業を行うことによって職務の遂行に支障を来すおそれがある場合（兼業先との所定勤務時間の合計が本市常勤職員の標準勤務時間を（1日：7時間45分・1週間：38時間45分）上回る場合など）
 - ② 兼業を行うことによって職務の公正を確保できなくなるおそれがある場合
 - ③ 兼業を行うことによって堺市の信用を損なうおそれがある場合